

『續列女傳』について

下 見 隆 雄

はじめに

王回「列女傳序」によれば、班氏注『列女傳』は、篇毎に上下に分ち、頌を併せて全体が十五卷であった。しかし篇毎に収める伝の数は一定していなかったようである。即ち頌のないもの全部で二十伝が各篇に分ち、この内、十二伝は漢成帝以前の人、三伝は同時の人、五伝は後の人であった。

『崇文總目』においても、『列女傳』十五卷を録し、すでに「陳嬰之母」等の十六伝に注目し、これが後人の付する所だと断定している。しかし蔡驥も指摘している様に、この十六伝は上下に分けられた各篇に分ちされたままであった（顧廣圻『列女傳攷證』は、續傳には十六と二十の別が有ったというが、十六伝を別篇として編成したものが存在したことは確

認できない）。ところが王回は独自の判定基準をもつて原本劉向『列女傳』の編成を考察した。彼のいう所は次の如くである。即ち頌を基に考えると、一篇十五伝である。さすれば秦以前の話でないからでなく、頌の無いものを劉向の奏した書ではないと判断すべきで、これを「陳嬰之母」以下の十六伝のみに限るべきではない。何故なら、例えば「齊太倉女」等には頌が有るから、これは漢代の人（この他「陳寡孝婦」も漢代の話であるし、「珠崖二義」「郟陽友娣」「京師節女」等も同様と思われる）ではあるが、向の書に本から存した伝と見るべきであるし、又一方秦以前の女性で、他書には見えても『列女傳』に載っていないものは多いのだから、「周郊婦人」等四伝は秦以前の話ではあるけれども、頌が無

いのだから、「陳嬰之母」等と同じ扱いをすべきである。このように考えた王回は、「周郊婦人」から「梁夫人嫗」までの頌を持たない伝ばかり二十伝を摘出して時代順に並べて一篇とし、これを『續列女傳』としたのである。尙、『顔氏家訓』書證篇には既に、「其子歆又作頌、終於趙悼后、而伝有更始韓夫人、明德馬后及梁夫人嫗、皆由後人所屬、非本文也」といつているが、ここに顔氏の注目するところは三伝のみである。

次に『續列女傳』の作者について、王回は、「其文亦奧雅可喜、非魏晉諸史所能作也」と述べるだけで、特定していない。しかし會鞏は、「蓋大家所注離其七篇為十四、与頌義凡十五篇而益以陳嬰母及東漢以來凡十六事、非向書本然」と述べているから、王回の指摘した四伝には未だ注目していないが、『崇文總目』が指摘した彼の十六伝については、これら曹大家の付け足したものと考えているのである。『那齋讀書志』巻九は『隨書』經籍志に、「項原列女後傳」とあるのに

『續列女傳』について (下見)

よって、二十伝は項原の作と見ている。これらに対して『四庫全書總目提要』は、續傳一卷について會鞏は班昭の作と考えているが証拠はない。また、『隋書』には『列女後傳十卷』とあるのであり、一卷ではないのであるから、晁公武が項原の作とするのも付会であるとすると。ところで梁端は、「陳辯女」における「校注」で、「案曹大家不見續傳」といつているから、二十伝の作者を曹大家とは考えていないことが分かるのである。

以上作者を特定する有力な資料は今のところ見出し得ないのであるが、班昭が作者として想定されるに最も近いところに居ることは分かるのである。又、今までの諸家の指摘する様にこれらが劉向の手に成るものでないことは略確かである。各伝を詳細に検討してみるとこれが明確である。そこで以下各伝について検討を加えてこのことを検証し、更に各伝の特質について考察を加えてみることにする。

(1) 周郊婦人

『續列女傳』について (下見)

三三

標題「周郊婦人」の下に、「仁智」の二字が有ることについて、梁注は、この二字は明の張溥による翻宋本に従って増したものである。道光五年、宋建安余氏の刊本を重刻した阮福の「新編古列女傳目錄」の第八卷「續列女傳」の部分で、「周郊婦人」の下には、「續仁智第十二」とある。「十二」は、「仁智」に収められていた時の順番を表わすものである。う。

○典拠との関係

この周郊婦人の資料は、恐らく『左傳』より得られたであろう。話の背景は周敬王の時の王子朝の乱である。

『史記』周本紀には、「(景王)二十年、景王愛子朝、欲立之、会崩、子丐之党与争立、国人立長子猛为王、子朝攻殺猛、猛為悼王、晉人攻子朝而立丐、是為敬王、敬王元年、晉人入敬王、子朝自立、敬王不得入、居澤、四年、晉率諸侯入敬王于周、子朝為臣云々」と見え、子朝の乱の概略がうかがえる。尙、景王二十年は『史記會注考證』では「二十五年」に

作り、「今從古鈔本、年表及左傳合」と考証している。王子朝が景王に寵せられ乱を起こすことは『左傳』昭公二二年に見え、これは景王二五年に相当するから、二五年とする方が妥当かと思われる。『左傳』昭公二二年には、

王子朝賓起有寵於景王、王与賓猛說之、欲立之、……(伯盆) 惡賓孟之為人、願殺之、又惡王子朝之言以為乱、願去之、……王子朝因旧官百工之喪職秩者与靈景之族以作乱、……以逐劉子、……(十一月)己丑敬王即位、

とある。昭公二三年には、

六月壬午、王子朝入于尹氏、癸未、尹圉誘劉佗殺之、……甲午、王子朝入于王城、次于左巷とある。『春秋』昭公二三年には、「尹氏立王子朝」と見える。『左傳』昭公二四年に、「三月庚戌、晉侯使士景伯蒞聞周故、士伯立于乾祭、而問於介衆、晉人乃辭王子朝、不純其使」とあり、昭公二六年には、『春秋』では、「冬十月・天王入于成周、尹氏召伯毛伯以王子朝奔楚」とあり、『左傳』には、

十一月辛酉、晉師克鞏、召伯盈逐王子朝、王子朝及召氏之族毛伯得尹氏固南宮鬻、奉周之典籍以奔楚、……召伯逆王子尸、……癸酉、王入于成周、とある。

ところで「周郊婦人」の原文では、「尹固与召伯盈原伯魯付於子朝」とあり、召伯盈が王子朝を逐ったというこの『左傳』の記載とは必ずしも一致しないのである。結論から先に言えば、「周郊婦人」では、『左傳』昭公二九年に召伯盈・尹固・原伯魯の子を殺したことが載っていることから、ここに単に「尹固与召伯盈原伯魯付於子朝」と記したにすぎないと見るべきなのであろう。ただし『左傳』では「原伯魯之子」とあるのここでは「原伯魯」にしてしまっている。しかし深い考えが有ってこうしたとも思えない。『左傳』によれば王子朝に味方したのは、二九年で殺された三人だけとは限定できないうし、『春秋』経文と比べても、召伯盈の動きが今一つ明確にできない。即ち昭公二六年の『春秋』経文は、王子朝

『續列女傳』について (下見)

と楚に奔った者を「召伯」としているが、『左傳』では、「召伯盈」が王子朝を逐い、共に奔ったのは「召氏之族」としている。この個所は古くから問題とされており、杜注は、王子朝を放逐した召伯盈と一緒に楚に奔ったとは考えられないと考慮してか、経文の「召伯」については、「召氏」とあるべきを誤ったものと判断している。又、「召伯盈逐王子朝」に対しては、伯盈はもと子朝に党したが、立場の不利を知ってこれを逐い、敬王を迎えたと説明している。『左傳』昭公二四年には、「正月辛丑、召簡公南宮鬻以甘桓公見于王子朝」とあり、杜注は、「簡公、……召伯盈也」とするから、この様に見る限り、召伯盈を杜注の如く了解することに一理が認められる。しかし経文の「召伯」を「召氏」の誤りと断定することにはやや問題が残される。『公羊傳』・『穀梁傳』においても、経文はやはり「召伯」のままだからである。そこで『左氏會箋』は経文「召伯」は誤っていないとの立場で、召伯盈のみは叛き、実際にはその一族が王子朝

と行動を共にしたのだが、王子朝はその党を多くしたため、別に命じて、その人に代る者を立て、召伯として告げたのであり、これが経に表われているのだと解している。『左傳』に見える召伯盈の行動を了解するためには、『左氏會箋』の指摘は一応納得されねばなるまい。ただし「周郊婦人」においては以上の如き問題点への配慮は全く見られない。先に示した「尹固与召伯盈原伯魯付於子朝」の記述にも深い考察も加えられておらず、楚に奔った個所にしても、「尹固与子朝奉周之典籜出奔楚」とするのみである。『左傳』に資料を求めたのであろうが、選びとり方にもさしたる深い見識が感じられないのである。下文に指摘する様に、「周郊婦人」が劉向の手に成るものでない理由の一つに、この部分における安易な資料処理が加えられても良さそうである。

さてこの話の主人公の登場する部分は、『左傳』昭公二九年に見える。即ち、

三月己卯、京師殺召伯盈尹氏固及原伯魯之子、尹固之復也、有婦人遇之周郊、尤之、曰処則勸人為禍、行則數日而反、是夫也其過三歲乎、

とある。「周郊婦人」における婦人の言をそのままここに見ることが出来る。ただ『左傳』では「是夫也其過三歲乎」とあるが、「周郊婦人」には「夫也」二字が見えない、欠落したのか故意に削除したのか判定しかねるが、前に「春秋魯昭二年六月」とあって、顧廣圻や王・梁注に指摘する如く、これは恐らく「春秋魯昭二十六年」の誤りと思われるから、この様な誤りが認められることからすれば、「夫也」二字は欠落したと見るのが正しいのかも知れない。ただしこれは誰も指摘してはいない。

○伝の特徴

以上、「周郊婦人」は『左傳』を基本資料とすると見て良からう。しかしこの伝の特徴は、劉向『列女傳』とやや質を異にしている。即ちこの話は、主人公の存在よりも、単に歴史事実の推

移や事件の顛末のみが目立ち、全体として、肝心の主人公の女徳を称賛する迫力に欠けている。本来、『列女傳』の各伝において、典拠を明確にできる伝の場合、作者は、原典の資料を独自の判断で選びとり、独特のまとまりを工夫して女性主人公を紹介するのが普通であるが、この「周郊婦人」の紹介の仕方は、単に資料を切り取って辻褃を合せた感が強く、

原典の資料に対する独自の姿勢をとり得てはいないのである。具体的に言うなら、この伝は、『左傳』昭公二九年に見える周郊での一婦人の話をそのまま持ち込み、この婦人の言を殊更に強調せんがために、王子朝の乱の経過を結び付けて語っているに過ぎない。そしてその他にこの婦人を紹介するに何の特別の工夫もなし得ていない様に思えるのである。

又、この他文中に「春秋魯昭二年六月」とあり、これは本来「春秋魯昭公二十六年」とあるべきであろうことは先に指摘したとおりであるが、この様な記述形式は劉向『列女傳』においては異質である。以上の点から見て、この一伝が劉向の

『續列女傳』について (下尾)

手によってまとめられた可能性はきわめて薄いことが分かる。王回は頷が無いことを基準として、これを劉向以後の成立と判断している。この判断は、単に形式的な特徴を手がかりとしたものにすぎないが、以上の様な伝の内容の特徴から判断しても誤っていないことが分かる。

「君子謂、……知天道之不祐」とあることについて、これはこの一伝を「仁智」に位置づけるために工夫されたまとめと思われる。なぜなら、「仁智」の小序に、「原度天道」とあるし、「楚武鄧曼」・「晋伯宗妻」も、「知天道」と称えていることを配慮したと考えられるからである。その他、この「仁智」に登場する女性主人公達はなべて将来を洞察する直感の鋭さが注目されていることも関連するだろう。即ち、「密康公母」には、「讖微」、「許穆夫人」・「曹僖氏妻」には、「遠識」、「魯藏孫母」には、「讖微見遠」とあり、「魯漆室女」にはその思いの遠きが顕賞されているのである。

これに関連して、この婦人を「知天道」と許したことに
いて考えておく。このヒントはあるいは『左傳』の次の部分
から得られたのかも知れないと思われる。『左傳』昭公二三
年に、

八月丁酉、南宮極震、莨弘謂劉文公曰、君其勉之、先君之
力可濟也、周之亡也、其三川震、今西王之大臣亦震、天弃
之矣、東王必大克

とある。子朝の臣である南宮極が地震で死んだことについ
て、莨弘が過去の事例に照して未来を予知し、子朝が天に弃
てられたことを告げている。この話は「周郊婦人」と直接関
連を持ってはいないが、子朝の党の反乱とその敗北を示唆す
る話としての共通性を有している。だから周郊婦人の批判言
をこの場合の莨弘の予言と同軌の性格を有すると見るなら、
かの婦人の言を天道に結び付けることは必ずしもすじ違いで
はないわけで、「君子謂、周郊婦人、……知天道之不祐云
々」は、この莨弘の言から得られたヒントであると見ること

もできることになる。この他に昭公二四年には、王子朝が成
周の宝珪を河に沈めて福を祈ったが、津人がこれを河で拾っ
た。陰不佞がこれを取りあげて売ろうとしたら石であったと
いう話が見える。『左傳』のこの話によると、その後「王定
而献之」とあるから、玉が石に変じたのは津人が一時的にこ
れをすり替えたためだという無用のたね明かしもできそうだ
が、福を祈って河に沈めた珪がすぐ津人の手に入るといふの
は、王子朝の祈りが神に通じなかったことを暗示するのであ
ろうから、この話全体はやはり王子朝の野望が神助を得られ
ないことを予告する性格を持っている。この意味において、
この話も、昭公二三年の「天弃之」に類似して、周郊婦人の
言を「知天道」に結び付けるうえでの、間接的影響を与えてい
ると見て良さそうである。因みに『漢書』五行志中上では、
この珪に神秘的な力が加わって石に変じたのだと解し、「是
時王子朝篡天子位、万民不郷、号令不従、故有玉变」として
いる。以上の如き影響が考えられるとすれば、「周郊婦人」

の作者は、この婦人が神秘的な遠識の能力を持つかの如く提示する気持に動かされながら、それを読者が納得する様なかたちで語るところまでの話づくりへの集中力には欠けていない。だから「天道云々」とこの婦人の個性とは緊密に結ばれているとは受け取れない。作者における周到な配慮が、この部分においても認められず、婦人をしていねいに語る劉向『列女傳』の各伝とは、やはり大きなへだたりがあると言わざるを得ないのである。

(2) 陳國辯女

標題の下に、「辯通」とし、蕭注は梁注本には「國」字が無いと指摘している。劉向『列女傳』には、標題に「國」字を付するものはない。「四部叢刊」本や「崇文書局」本等にもこの字は無いが、「文選樓叢書」本（南宋余氏刊本）には、この字を入れている。王回や曾鞏の序によれば、「陳嬰母云々」とあり、今これを、標題として「陳嬰之母」と表記するものがあることからすると、「陳國辯女」も、王回らの

頃にはやはり「陳辯女」の如く三文字で表記されていた可能性が高い。そしてこれに「國」字を加えて『列女傳』各標題四文字形式に合せたのは、南宋蔡驥刻本においてであったのかも知れない。

「目錄」において、標題の下に「續辯通第七」とある。そうすると劉向『列女傳』において、「阿谷處女」の次、「趙津女媧」の前に置かれていたことになろう。この「陳國辯女」も恐らく劉向の手に成るものではないという従来の推定に誤りはないと思うが、本来の『列女傳』の一篇として見得ると思われる様な特徴も具えてはいる。即ち先ず、この話の時代設定を考えると、これが「辯通」の第七に置かれていたということに特別な不都合は感じられない。又、話の性格から考えてみるに、後述において詳細にするが、内容は男性の不当な誘惑に対する女性の拒絶である。この観点に立ってこの前に列する二伝「楚野辯女」・「阿谷處女」を見ると、いずれも男性の語りかけに対して、女性主人公が、夫

の有る身であることを告げているから、これらが類似のテーマを持っていると判断できることにある。だから「陳國辯女」がこの二伝の後に置かれることは、内容の点からしても特にふさわしくないとは云えぬことになるのである。もともと劉向『列女傳』には同性格の伝が三連する場合は多いのである。

以上のような見方ができるにしても、この伝を内容形式の面から更に詳細に検討していくと、やはり劉向の手に成ったとは考え難い要素も多いのである。その第一は、標題が本来「陳辯女」の三文字であったらうと想定できることにあるが、もしこれが思いすごしで、やはり本来四文字であったと想像するにしても、「辯女」は既に「楚野辯女」に使用されているのだから、劉向の手に成ると考えた場合、この標題には劉向らしい工夫が欠けている様に思われる。また内容面からしても、女性主人公の紹介の仕方は「辯通」中他伝のものに比してやや異なる様に思える。この篇に登場する女性主

人公は、いずれも男性に劣らぬ論弁を展開し、己に対する不当な処置を免れたり、政治権力者に覚醒をうながすものである。この「陳辯女」も概略これに類する点は認められるが、尚その主張は女性の貞順に気を配り過ぎの感があり、それは「君子謂」の、「貞正而有辞、柔順而有守」なる評言においても認められるところである。要するに「辯通」には、女性にも似ず正辞を連ねる主人公が紹介されるのが一大特色なのに、この伝の主人公には、むしろその女性らしさを気にした作者の紹介の仕方が顕著である様に思えるのである。

次に以上のことも関連するが、「辯通」には、歌によって主人公が己の主張をなす伝は無い。それと劉向『列女傳』の各伝とも決定的な異質性を暴露しているのは、詩歌の用い方にある。即ち『列女傳』では、主人公が己の気持を詩歌に託する場合、それは主人公が作ったと設定されるから、詩句そのものが物語的要素を抱き、「作詩」又は「作歌」とされるのに、この「陳辯女」では単に「歌曰」でその歌が紹介される

のである。この女性は単に古くから有る歌を用いて己の主張を暗示的に相手に伝えるのである。歌は主人公の作でもないし、その上詩句は『詩經』からも完全に分離されて恣意的に利用され、詩説らしい鬱圉気も払拭されてしまっているのである。この様な例は『列女傳』中においては特異である。主人公は借り物の歌に託して己の意志を表明し、直接会話で生ずる拒絶の衝撃を柔らげる配慮をするから、「柔順而有守」と評されることになるのだろうが、女性の辨通をこの様なかたちで紹介するのは、先述の如く「辯通」においては見ぬところである。この点では内容の類似は有っても、「楚野辯女」・「阿谷處女」とも適合しないことになるのである。

○典拠について

『楚辭』天問の「繁鳥萃棘負子肆情」に對する王逸注に、この話に似通ったものを紹介する。即ち、

解居父聘吳、過陳之墓門、見婦人負其子、欲与之淫泆肆其情欲、婦人則引詩刺之曰、墓門有棘、有鴝萃止、故曰、繁

『續列女傳』について (下見)

鳥萃棘也、言墓門有棘、雖無人棘上、猶有鴝、汝独不悞也、

とある。この「陳辯女」と話は同源と思われるが、ここでは解居父は宋に使用して採桑女をからかうことになっており、歌の用い方もやや異なる。この話には典拠となったものが存在したのであるが、詳細は不明である。古楽府で有名な「陌上桑」も、桑を採む羅敷に使君がさそいかけるが、体よく断わられる。「節義」の「魯秋潔婦」も、外国に居た秋胡子が久しぶりに帰国して、道端の採桑女を誘惑しようとしたら、それは永い間離れていた己の妻であった。これらの話には類似した要素が認められる。しかしその具体的関連について論ずることはできない。

この「陳辯女」は、かの王逸の紹介したものよりも、脚色の度が深く、やや異質の様に思われる。採桑の女は『楚辭』注の話には関係している様に思われない。この伝で初めて作りあげた設定なのではあるまいか。ただ作者独自の発想とい

うよりも、ヒントを得る資料は存在したのかも知れない。又、『詩經』の「墓門」の詩句の用い方についても、前述の如く原詩から分離しており、これは作者の独自の解釈によるものと思われる。王注は、「蓋皆魯詩之説」というが、劉向『列女傳』の場合の『詩』の用い方との異なりにも気付かぬ安易な判断であり、これが魯詩説などと関連が無いことは既に『列女傳』の問題として指摘している事柄である。尚、この伝の詩句を『楚辭』注引の資料と関連付けて解釈しようとする傾向が目立つが、あまり有意義な試みとは思えない。この話における詩句の独自の用い方を考えるとき、『楚辭』注引の資料はかみ合うところが殆ど無い様に思われる。以下これらの評論をかねて、解釈上の問題点を掲げてみる。

○詩句解釈上の問題点

先ず「遇採桑之女、止而戲之曰、女為我歌、我將舍汝」について、

「舍」は、梁注は『御覽』九五五引『列女傳』の「吾將捨

女」の注に、「捨置、不留女也」とあるのを紹介して、曹大家は續傳を見なかったはずだから、これはだれの注せしものか分からぬとしている。曹大家云々はさておくとして、この注に従えば、解居甫は、歌をうたってくれたらゆるしてやると言ったことになる（『類聚』八八では「舍汝」とあり、注は無い）。しかしそれではこの陳辯女は言い寄られたことにならないのではなからうか。この話の終末部分には、「大夫乃服而積之」とあり、辯女が己の才覚でやっとな危機を脱したことが示されるのである。もし「舍」をゆるすの意にしてしまったら、終末のこの句は生彩を失うことになりはしまいか。以上の意味においても、「舍汝」は、おまえのところはやどる、又は止息してやるの意でなければなるまい。『楚辭』注でも、「欲与之淫泆、婦人引詩刺之曰」とあることからしても、この様に解することの妥当性は高いと言える。『御覽』の注が何にもとづくものか分からないが、この部分の読みとして適当な注とは思えない。尚、『御覽』引に付す

る注について、「晋大夫解居甫使於宋」の注に「解居甫宋大夫」とあるが、そのわけは解しかねる。

「墓門有棘、斧以斯之」は、『詩經』の詩句を用いて、言い寄ろうとする解居父の所業を比喩的に示しているのである。 「墓門有棘」が辯女の立場を象徴し、「斧以斯之」は解居甫の為さんとすることを比喩しようとした表現と把握すべきであろう。

「墓門有梅、梅有鴟萃止」について、王注は、『楚辭』注引には、「墓門有棘、有鴟萃止」とあることから、これもこの伝も魯詩説に依るものとの立場から、この伝の「有梅」は本来「有棘」に作っていたものだが、俗本が『毛詩』によって妄改したものである、「棘上猶有鴟」（『楚辭』注）とあることから、「梅」は古本では「棘」に作っていたことが知れるという。梁注も略同じ指摘をし、王應麟『詩攷』には、「椹」に作る、誤れること久しいという。しかしこれらは実体の確認できない、いわば形式的な学説としての三家詩

『續列女傳』について（下見）

論義に巻き込まれて、主体的な研究姿勢を崩した結果に外ならないであろう。『楚辭』注引の詩の用い方とこの伝のそれとは全面的に同質とは言えない。その上かの詩句は二章に涉って用いられているのかどうか明確にはできない。この伝の作者は、設定もやや変じたり、かの詩句の用い方とは異なっていて、ここでは独自に『詩經』墓門の詩句を用いて話を仕立てあげている様に思われる。だから「汝独不愧也」（『楚辭』注引）の表現も用いていないし、大夫への決定的な言辞は「陳小国……而況鴟乎」でまとめているのである。この伝の作者もやはり劉向『列女傳』における詩話の場合とやや似た立場を持ち、独自の判断で詩句を利用しているのであって、魯詩説などに牽引されたのではないと考えるべきである。やや似ると言うのは、この作者の詩句の利用の仕方は、劉向の場合よりも原詩を越えてむしろ大胆すぎると思われるからである。即ち、既に述べた様に、この伝では、用いられた詩は詩話として用いられているのではなく、辯女が己の気転で『詩經』の詩句

に助けをかりて大夫の邪心を巧みにかわしたのである。本来の詩句そのものに託された説話は直接ここで問題にされていないのではないのである。詩句は、それ自体が背景に持っている物語性を抜き取られて、完全に辯女の意を暗示的に語る具とされているのだと見るべきであろう。だから劉向の場合の詩句利用の立場とは基本的な部分における異質性が有るとも考えておく必要があるだろう。

ところでこの詩句の意味について、『楚辭』注引の「墓門有棘、有鴟萃止」に比定して解するのだとすればやや解し難い。かの注引では、「鴟」は解居父の恥知らずを批判する人の意味する様に受け取れる。しかしここでは必ずしもかの用い方に拘る必要はない様である。前に「国人知之、知而不已」とあるから、ここで人目があることをくり返す内容とは見なくても良いであろう。辯女は、「有梅」を己に、「有鴟」を欲心を持つ解居甫に喩えたのであろう。その方が「夫也不良云々」は解し易くなる。後の「大夫曰云々」との関わりが

一寸気がかりではあるが、大夫解居甫は、「鴟」が己に掛けられていることを知りながら、集り来る鴟などどこにも見えないのではないかと、いたずら気を込めて空とぼけたのである。だから更にこれをうまく切り返した辯女の答えが利いているのである。

「歌以訊止、訊予不顧」について、王注は、郝敬の説として、「訊」は「諄」の誤りである、「諄」の音は「碎」で、「萃」と相韻する、「諄」は「告」の意である。「訊」に作れば音義ともに誤りである、「毛詩」も誤っている、『楚辭』注が「萃止」に作るのが正しいといっている。梁注も、『廣韻』六至「諄」の下に詩を引いて「諄止」に作るのが正しい、今『毛詩』が「止」を「之」に作るのも誤りだとする。歐氏「校證」もこれらを是認し、「諄」を「訊」に誤るのは、「萃」字は草書では「牟」に作り、「訊」と良く似ているからだといっている。尚、『經典釋文』第六の「訊之」に、「本又作諄、音信、……告也、韓詩訊諫也」とある。歐

氏は『詩經小學』の「諛訊義別、諛多譌作訊」を掲げている。この部分についての諸家の指摘はもともと思われる。

「其梅則有」と「饑饉」について、前者について、顧氏は

「攷證」(引段氏説)と梁注は、『楚辭補注』に、「其棘則

是」に作るというが、今『楚辭補注』(「四部叢刊」本)は

「其棘則是」に作る。「梅」或は「椹」がこの伝のものとの字

であったと見るべきなのではあるまいか。「饑饉」を、梁注

は、旧本では「飢饉」に作るが『楚辭補注』に従って改めた

という。しかしこれを改めなければ読めないとは言えぬし、

「補注」引が本来の姿であるという確証はない。この辯女の

答弁の鋭さと巧みに、大夫は誘惑を断念する。先述の如

く辯女が横暴の心を持つ大夫に喩えた「鴟」を、大夫は、彼

女に言い寄る他の(この国の)男性の意にすり替えて、辨女

の口を封じようとしたのであるが、氣転の利く彼女は、大夫

の打ち込む刀を逆に己に奪い取って、初めの己の意図を变じ

て、陳国の男たちの意味に置き替え、大夫等を含めて、戦を

『續列女傳』について (下見)

する者たちが引き起こす庶民の不幸を、女性の立場から鋭く批判したのである。かくの如く解してこそ「大夫乃服而釈之」は納得できるしめくりとなるであろう。

この話では「其鴟安在」以下の展開が特に優れている。

『楚辭』注が、仮にこの話の原話に近いものであるとしたら、比較して、この「辯女」の話の仕上げは、その詩句の用

い方において、特に秀でていられると思われる。劉向『列女傳』

における詩句への対応とは異質の面白さがうかがえる。余裕

を持って詩句を操作している感があり、劉向にはないこの作

者の文学的才能が發揮された一篇と言えるのではないだろう

か。『續列女傳』には、漢代以前の人を主人公にしたと思わ

れるものが四伝あり、この中でもこの一篇のできればは特に

異色であり興味深いと言って良い。

以上『續列女傳』の性格について、全体の問題点について略説した後に、「周郊婦人」「陳國辯女」の二伝について、

その内容を検討し。典拠や解釈上の問題点を整理しつつ、劉

『續列女傳』について (下見)

向『列女傳』との異質な要素に注目してみた。漢代以前の主人公を扱う四伝の内、「聶政之姉」・「王孫氏母」は取り上げると紙数が足りないので割愛せざるを得ない。この二伝はいずれも『戰國策』或は『史記』を典拠としたものと思われるが、劉向『列女傳』に特徴的であったところの作者独自の筆運びや独創的な主人公づくりがうかがえず、原典と思われるものからの内容の發展はほとんど認められない。この点では「周郊婦人」のできばえにやや近いと言えるだろう。これら四伝の内では「陳国辯女」一篇のみは、劉向『列女傳』の持たぬ独特の雰囲気を持つ話として注目されること前述の如くである。尚、山崎純一氏『續列女傳』校異譯試稿(桜美林大、中国文学論叢)が有り、参考になった。

注

① 「劉向『列女傳』研究序説」広島大学文学部紀要第四七卷特輯号一・一九八七

② ただしこのところが、うまく歌えばおまえを釈してやろうと解されて、これに女性をからかう特別な意味が有るとすれば、『御覽』引の注もそれなりの意義を持つことになろう。

(広島大学)

A Study of Xu-Lieh-nu-chuan (『統列女伝』)

Shimomi Takao

Liu Hsiang (劉向 79-8 BC) was a scholar towards the close of the Han dynasty. Among a number of his characteristic writings is Lieh-nu-chuan (『列女伝』), which is valued as the first biography of women in China. It is said that Xu-Lieh-nu-chuan (『統列女伝』) is not his work. In this paper, I will prove the truth of it.